

消費者教育シンポジウム

- かしこい消費者を育てるために -

平成14年3月28日 於 虎ノ門ホール

第二部 講演「消費者にも自立」 講師 弁護士 中坊公平氏

ただ今、ご紹介いただきました中坊でございます。本日は、「消費者教育シンポジウム」に講師としてお招きいただきまして、お話しする機会を得ましたことを、たいへんうれしく存じております。

さて、本日の演題であります、「消費者にも自立」といいますのは、この主催者の方との打ち合わせの中でいただいた題でございます。私自身は、「消費者にも自立」といった演題につきまして、また消費者教育そのものにつきまして、体系的に勉強をしているものではございません。また、数々の消費者に関する事件を取り扱った弁護士ということでもないわけでございます。ただ私は、若干の、消費者に関連いたします事件を取り扱った経験もあり、また、一昨年、1999年の7月から昨年の6月までのあいだ、司法制度改革審議会の委員といたしまして、司法という立場から、日本のありかた、あるいは法の支配のありかたといったようなことを論じ、考え、意見書を提出した者であります。そういう意味で、私の、そのような立場におきます現場から、私が「消費者の自立」ということに関して、どのようなことを考えているかということを経験的にお話を申し上げたいと思っております。皆さんのお手元に配布されましたレジュメに沿いまして、これから約50分ほどの間、お話をさせていただきます。

「一、はじめに 消費者保護基本法の名称について - 消費者を保護の対象としてしかみない」と書きました。ご承知のように、わが国の消費者に関連する法規制のいちばん基本に、消費者保護基本法というものが存在しております。この法律は、1968年、昭和43年、今から34年前に制定された法律であり、その後一部の改正を経ておりますが、名称自体は変わっていないことは皆さんご承知のとおりであります。そして、この消費者保護基本法の中において、国並びに事業者の責務あるいは消費者の役割、あるいは消費者教育ということにつきましても、触れられているところであります。私は、この法律、最も基本たるべき消費者問題に関する憲法であります「消費者保護基本法」という名称のなかにおきます「保護」という言葉に大変なひっかかりを感じておるものであります。かねて、このような会合の都度申し上げておるのですが、全然変わらないまま今日に至っております。

そもそも「保護」という言葉は、強者と弱者、あるいは上の身分と下の身分というものがあって強者が弱者を保護する、上が下の者を保護するということを前提といたしております。そこには当然のように、上の者からの恩恵、そして下の者がそれに従順に従う、あるいは陳情する、お上に物申すということが全ての前提となって、「保護」ということが出てくるわけでありまして。私は、消費者問題について、このような上下、あるいは強者と弱者の立場から片一方が保護される対象と、こういうことで果たして消費者問題に関する基本的な視点がこれでよいのかということに対してきわめて疑問に思うものであります。消費者と、あるいは事業者といったようなものは全て対等であり、対立して戦いの中においてこそ、始めていろんなものが生まれてくるわけでありまして。決して、陳情や、恩恵を受けて成り立っていくものではない。いわんや、今、日本国家におきますいちばん根底は、国民主権というものがあつながら、日本人は依然として、近代以前の、明治維新以前の統治客体意識のまま今日に至っているというところこそ問題があるにも関わらず、その保護という名称をそのまま残してこの消費者問題を論じております法体系の全体、あるいはあらゆるものの関係が、ここにおいて最大の問題があると思っております。

二つ目に、「消費者問題の根本と困難性」と書きました。およそ、消費者問題という問題の根本はどこにあるんであろうか。私は、「浪費させてはならない」ということを書きました。およそ、世の中において粗悪な商品を買ひ、あるいは法外な価格で買ったり、あるいは危険の多いもの、効果の少ないものを買うということ、あるいは選択の自由のないまま買うというようなことは、まさに金を浪費するということにつながるわけでありまして。そして、単にそれは金そのものが浪費されるだけではないに、そのお金というものを浪費する結果、国民のあらゆる生活自体が破壊されていくものではないかと思っております。今ご承知のように、小泉内閣においては、「構造改革なければ景気回復なし」という合言葉のもとに、構造改革が論じられております。しかし私は、およそ消費者の所得を増加させる、構造改革をして消費者の所得を増加させるという努力もさることながら、それ以上に実

はもっと必要なことは、得られた消費者の所得というものをどれほどか有効に使わせる努力、それこそが構造改革の核心たるべきものであって、いかに所得を増やさせるかということにおいてのみ、目下あらゆる行政、立法といったようなものが行われていることについても、私は、基本的なわが国のあり方に問題があるかと考えておるわけでありませう。

ところが同時にこの消費者問題というものは、私も先ほど申し上げましたとおり若干の事件に関係し、あるいは弁護士会においてこの消費者問題を担当する委員長等を勤めてまいりましたけれども、いかに消費者運動が困難であるかということにしばしば遭遇いたしてきました。そして、なぜこれほど消費者問題がうまくいかないかということでもあります。私は、これはやはり根本的には、ケネディがああ白書でいいましたように、「消費者は定義すればすべてである。」というところにあると思っております。すなわち、あらゆる人間が、あらゆる事業が、物を作るときは製造者であっても買うときには常に消費者であり、あらゆる立場のものが消費者であるということに、実はこの消費者の持っている基本的な問題点がある。皆が同じ立場に立ったり立たなかったりするその立場だけを抽出して、これを有効的に効果的に組織するということが、実は大変な困難なことなのであります。私自身も、一定の被害にあった人たち、その人たちを集めての運動はしやすいです。しかし、住民という立場ですら、なかなかこの人たちをひとつにまとめるのは難しい。いわんや、先ほど言うように、消費者のように誰もがそのような立場に立ち得る者をどうして効果的に組織するかということに、実は消費者問題の根底の困難性があるのではないかと考えておるわけでありませう。そして効果的に組織できないが故にこそ、消費者の利益というものが常に無視される、最大の、先ほど言う国民生活の、国家のあらゆる生活の根底にありながら、しかもその利益が無視される集団と化しておるし、その問題の困難性はここにあるのではないかと、というふうにおもっております。

そういう、非常にグローバル的に、巨視的にものを見出すとするならば、まさに、我々というものは、我々国民の所得をどれだけか有効に使わせるというための努力、という視点からたった立法、行政、司法、というものがまさに国家の最大の責務であるということも言うまでもないことであると思っております。しかしながら、それがそのようになっていない。私は、「具体的に司法制度改革審議会の現場から 法曹は社会生活上の医師」と書きました。司法制度改革、すなわち日本の司法制度が本来果たすべき役割の2割しか果たしていない。なぜ2割しか果たしていないのかについて我々は考えたのでありますけれども、さきほど言いますように国民が統治客体意識の中にあつて、主権意識なく、いわゆるお上の裁判をうけるということのみの感覚であるところに問題があるということになり、それをどうかして治していかなければならないということになります。この消費者の問題も同じであります。およそ人間のからだの健康というものを維持するためにはお医者さんが必要であります。それとおなじように、実は社会生活を行う上においても、お医者さんというものは要るわけでありませう。まさに法曹というものは、人間の体のお医者さんと同じような社会生活上の医師であらねばならない、というふうには私たちが考えたわけでありませう。ご承知のように日本のお医者さんは約25万人であります。それに比して、裁判官、検察官、弁護士を混ぜまして、その総数は今2万人であります。実に10分の1以下の人数しかいない。人数1億2千万の中で、わずか2万人の人が、社会生活上の医師として存在しておるわけでありませう。約6千人に1人。6千人に1人で本当に全国民の医師たりえようや、と私たちは考えたわけでありませう。そういうことから、我々は、平成18年までには、我々法曹の人口を2万人から倍増して行ってせめて5万人にし、せめて2千400人に1人くらいの状態にしなければならぬ、ということをご提案をし、日本弁護士連合会も我々の意見書を支持したところでありますが、御承知のように我々弁護士の中においても、数の増加ということに対しては大変な内部批判のあることも事実であります。しかも私たちがすると若い弁護士さん、分けても世の中では一般には人権弁護士、消費者弁護士といわれている人たちの中に、このように数を多くすることは我々の生活を奪ってしまうということから反対される方が多いわけでありませう。

私は、消費者問題ということをおもっても、一つ一つの消費者事件をどうしたか、あるいはそのことについて局部的にどう対応するかということだけではなしに、まさに先ほど言いますように消費者問題の根幹は国家のあり方の根幹に関わっております。一つ一つの制度というものはこのように関係してくるのであります。今消費者教育とおっしゃりませう、お医者さんなくしての教育というものが果たして可能でしょうか。そのように考えるのならば、私たち弁護士を含めまして、我々の意識の中にこそ大変な問題が存在しておる、ということをおもえなければならぬのではないかと、私はそのように考えておるのであります。

そういうことから考えますならば、統治客体意識の中にあつて、保護という名前の法律の下にある消費者というものがどのようにして力を持つかということは、まさに一人一人の自立、自分の足で立つ自立と自分を律する自律、そして連帯というものがなければ実はできないのではないかと、思うわけでありませう。それで、本日の演題のなかに書いた自立ということ、基本的にどういうことを意味しているのか、それを皆さんとともに考えたいと思っております。私は、自立のためには、まずもって非常に高い理念、道理というものから現場を直視し、

直視してその現象がなぜ起きているのか、ということを考えることから自立の第一歩が始まるものだと考えておりますし、あらゆる消費者教育の根幹もまさにここにあるべきものではないか、と思うわけであります。そういう意味で、私が若干関係をいたしました、ここに述べます「私の見た消費者問題」という4つの事例を出す中で、この消費者問題の中に、どのようなものが直視したら見えたのか、まずもって申し上げ、そこから我々はどうあるべきかということを考えていくかということについて話を進めていきたいわけであります。

私は、森永ミルク中毒事件の弁護団長を、1973年、昭和48年から務めた経験があります。ご承知のように、この事件は、1955年、昭和30年に、森永乳業徳島工場で作っておる、赤ちゃんが飲む唯一の食料である粉ミルクの中にヒ素が混入し、そして、120人以上の人が死に、1万2千人の乳児がヒ素中毒に罹患したという事件であります。私は、この事件を通じてまず何を見たかということであります。それぞれについてこれから二つくらいずつの、見えたことを申し上げたいと思うのでありますが、まずここでは、どこにでもあることでありましようが、企業の利益優先ということの姿そのものを見た訳であります。私は、なぜこんな、赤ちゃんが飲む唯一の食料の中に、こともあろうにヒ素が、しかもそのために亡くなるほどの大量のヒ素がなぜ混入していったのかということであります。そして、これは、ご承知のように、第二リン酸ソーダという化学合成品がこの中に混入され、その第二リン酸ソーダの中にヒ素が入っているヒ素入り第二リン酸ソーダを森永乳業が使用したために発生したものであります。そして、この第二リン酸ソーダを協和産業という薬品会社から森永乳業が買いました過程の中では、全く検品することもなく、全くその成分を調査することなく、この第二リン酸ソーダをそのまま乳質安定剤として粉ミルクの中に入れた事件でありました。

私は、その問題のMF缶と称されておる缶そのものを見ました。その缶には何と書かれていたかと申しますと、「森永ドライミルクは、医師の指示にしたがって乳児用として作られた、最も理想的な高級粉末牛乳です。本品は、純良な牛乳、砂糖及び乳児に消費吸収しやすい微量素を取り加え、その他乳児の発育に必要な各種ビタミンを添加、調合した、衛生的に作られた乾燥粉末であります。」というふうに書かれていたわけであります。そしてこの赤ちゃんがもっておられる母子手帳にすら森永ドライミルクのカバーがかけられておりました。どれほどか宣伝をし、その缶にかかっている、それであれば最も理想的な高級牛乳である、あるいは医師の指示に従う、それがですよ、基本的には使ってはならない化学合成品を使っているながら、その検査もしなかった。しかもこの同じくヒ素入り第二リン酸ソーダというのは日本軽金属の焼津工場から出発、清水工場から出ているものでありますけれども、当時国鉄の仙台管理局において、いわゆる機関の釜を洗うというときにもこれが同じく導入されておりました。しかし、仙台の鉄道管理局では、機関の釜を洗うときにすらその成分を検査し、その結果これにはヒ素がはいっているということで返品をしている。というのが現状であります。しかるに、赤ちゃんが飲む唯一の食料、これしか飲むものがないというその食料の中にこのようなヒ素を混入させる、検査もしないでこれを使う、その一方でこれほど医師の指示に従った理想的な牛乳であると宣伝する、このあまりの格差であります。

しかもこの事件において、森永乳業の弁護人たちは、「皆さん方は八百屋でものを買うときには自分がねぎといってもねぎ以外のものが入ってくるかもしれないからといって自分の袋の中を二度見確めるだけの必要性があるだろう、しかし我々は薬品問屋から買って第二リン酸ソーダと書いてあったらこれは玄人どうしの取引であるからこういうものは調査を必要としないんだ。」とさえ言ったわけであります。そして事実この事件は一審刑事事件無罪になっている事件であります。私は、およそ世の中です、なぜここまで自分たちがですね、最も基本的な義務を怠りながら、しかも外部的にはこのように宣伝していくということがなぜであるのか、企業というのは本質的にやはり利益を優先させるために、どうしてかお客さんにたくさん買ってもらうためのことはいくらでもする、徹底してやる、しかし自分がその守らなければならない危険をどうして防止するかということについては調査すらしない、というのが実はこの問題の本質であろうと思うのであります。そしてそれが故にこそ、それが森永で二度と懲りた事がなければ現在の雪印の事件は決して発生していないわけであります。その事件は決して、昭和30年、1955年以来、今日まで基本的に変わっていないということをもっと我々は留意しなければならないことではないか、こう思うわけであります。

そして同時に、「公害の被害者は二度殺される」、確かに、このようなヒ素中毒にかかりました、その直後西沢委員会、または五人委員会というものができて、それでもって一斉検診して、わずかの補償金を支払って、「これで後遺症もないしこの事件も終わった。」と、いうことを昭和31年の1月には内外に宣言することになり、補償も打ち切られることになるわけであります。しかし、どっこい、このような重いヒ素中毒にかかった後遺症が残っており、これを14年経った後に堺の保健婦さんたちが14年目の訪問としてこれを摘発するまでは、この事件は闇から闇に圧殺されていくわけであります。私は、ヒ素中毒にかかったこと自体については、まだある意味において重大な義務を違反しておってもまだ過失の範囲であろうと思います。しかし、このように、要するに企業を残していくためにはあらゆる後遺症があってもそれを圧殺していくというところには、これは過失ではなく、明らかな故意が見られるわけであります。このようにして、公害の被害者というものは、一度目は事故によって、

二度目では本来守ってくれるべき国家あるいは自治体によって殺されるというのが実情であるというのが、我々が現場を直視する中において当然出てくることなのであります。私たちは、あらゆる消費者教育を論じられる中にも、実際はどうであるのか、というのをまずもって考えない限り私たちの消費者教育もありえない、と私は考えるのであります。

二つ目の事件は、これは小さな町の事件であります。「キャッチセールス - 真面目な若者を食う老舗営業」と書きました。1983年、昭和60年の3月ごろに、京都のですね、ある病院の看護婦学校の、ちょうど20歳になろうとする看護学校の人たちにですね、いわゆるアンケート調査と称しまして、あなたたち、田舎から京都に出てこられて、若いですからいろいろ好きなものもおありでしょう、そのアンケート調査をしておりますのでお会いしたい、といてこれに応じて出て行く。そしてあなたの食べたいものはといてそれこそ何百円かのささやかなものを、その人がこれを食べますといてその日のお金は払う。そしてそのお金を払った後その人たちを高級呉服店に連れて行って、あなたもうすぐ二十歳でしょ、成人式の着物が要りますよといて、十万円、二十万円とする着物一式を買わせます、そしてその場で仕立てにはいって、それで信販会社と組んで十年月賦くらいでこれを返済させるという契約にいくわけであります。

私は、この事件を見ましたときにも、まずその一例を相談を受けました、そのときに、看護学校の主任さんに、「これは一人ということはありません、もうちょっと積極的に被害者はいないのかというのを寮で話してみてくださいよ。」といました。すると案の定、7名ほどの人たちがたちまちのうちにあがってきました。そういう人たちは本当に真面目なですね。「でも先生、私たち用に着物を仕立ててしまったから、あつらえてしまったから、これを返すというわけにはいかないんじゃないんでしょうか。」というわけですね。それで私は、「とんでもないよ、あんたたちね、そんなむちゃくちゃに高いものを買ってどうするのよ。」ということを行いました。そして同時に、その売った高級呉服店に連絡を取りました。するとそこにはそれなりの顧問弁護士がいるわけですね。「中坊さん、あんた失礼なこといいますね、この呉服店は京都でも有名な老舗呉服店ですよ。」と。そして調べてみるとですね、この売った呉服店は、そういういわゆるキャッチセールスをする人たちの会社に委託しているわけですね。で、その人たちがセールスをして売りつけるまでの仕事は全然別の会社がするという形になっている。それで私はその弁護士に言いました。「あんたたちね、実際あんたたちのやってる会社は老舗かもしれん、しかし業務の実態を調べてみたんか。」と。まさにこういうものはですね、弱者というよりも真面目な人に、その真面目さにつけこんで、しかも取消しのできないように二十歳になる寸前に買わせる、まさに狼のような人間が存在する。そしてその真面目さを買ってそんなことをすることが現に世の中に存在するわけであります。わたくしは、かきこい消費者、みんなはかきこくなればこのような消費者被害から自分たちは免れるようにお考えになっているかもしれませんが、しかし決してそのようなことはないのであります。いかにかきこくなっても、いかに真面目であっても、いかに善良であっても消費者被害にはかかる、それだけのまたそういう悪い意味での特技を得た人たちが現存しているというのが世の中の真実なのであります。しかも、それを老舗というものが使っている、ということもまた重要な事実なのであります。表面的には老舗のご亭主として立派なお仕事をしておいても裏では何をしているか、ということが問題であるということが見えてくるわけであります。

三つ目には、「無意識のうちに泣き寝入りさせられる市民 - 公共料金の公聴会」と書きました。私は、1978年、昭和53年に、大阪弁護士会の消費者委員会の委員長をやりました。そこで公共料金のありかたについて、その当時は私鉄運賃のありかたについて、私は問題に思いました。そのときに私は、消費者委員会の委員長として、弁護士会の委員会活動をサロン化させてはならない、私たちは常に現場にあって物事を考えなければならぬんだ、こんなところで話ばかりしてはあかん、そこで公共料金を取り上げるのであれば我々は公共料金の値上げの公聴会に自分として参加する、と言ったわけであります。

そして私がみたものは、あまりにも、ここにも書いてあるように無意識のうちに泣き寝入りさせられている市民の姿でありました。私鉄運賃に限らず、ガス料金、あるいはその他電気にせよ、いわゆる公共事業といわれるものは独占であります。しかもその値上げには大臣の認可があるわけであります。大臣の認可をとるためには、それぞれ運賃であれば運輸審議会というものの議を経なければできない。また、運輸審議会は公聴会を開催した上でこれを決める、というふうに明記されているわけであります。そして公聴会というのは、まさに準司法手続のように、いわゆる原告被告のようにお互いに主張し、裁判のように証拠を出し合っているかたちになっているのであります。そこで私自身がその公聴会に参考人として出て行こうといたしました。そしてまずどういう資料が運賃を決める際に出ているのか、総括原価表という一枚の紙しか実は一般の市民には出ておりません。そしてそれを見て私が驚きましたことには、例えば私鉄運賃の収入より支出が多いから運賃の値上げをする、ガスでも同じことであります。そのような収入の場合、例えば私鉄運賃の場合、鉄軌道の収入しか上げないことになっておるのであります。そうすると、駅のデパートでいくら物を売ろうか、駅の売店で売り子さんがいくら駅弁を売ろうか、その収入は一切計上されない。運賃だけが計算されるということが今でもなっているわけであ

ります。そのこと自体の不自然さ、そして1枚の紙しか出てこない、すると私たちは、それならばこれは準司法手続であるから我々の方が釈明の申立てをしたい、また反対の証拠を出したい、こう言いました。すると、いやいや、一般の消費者、利用者というのは、当公聴会では当事者として扱いません、したがってあなたたちは何の権利もありません、あなたたちは自分の言いたいことだけを意見として言いなさい、ということなのであります。私としては、参考人として、常勤の何十万円と月給をもらっている審議会の委員を前にしてですね、塑像のごとく座り込んで、「あなたたち何とか言いなさいよ、返事をしなさいよ。」と何度言っても、「ダメです、ダメです。」としか言わない。そして一切の権利を行使しないまま公聴会はなされた。そしてご承知のとおり、この事件につきましては、最高裁の判決が出ております。一般の消費者というのは規制の運用によって得られるべき反射的利益を受けているにすぎない、したがって当事者たりえない、と。そしてその最高裁の判例は何十年もたった今日でも変わっていないわけであります。つまり、私たちは、その意味では、仮に「こんな化学合成品を使って認可して、その認可はおかしいやないか。」とって一般消費者の立場として争おうにも争い得ないわけであります。公共料金にしてもあれは高いやないか、安いやないかといいたくてもいえない、実は私たちは無意識のうちですね、この世の中から除外されている。そしてかきこい消費者というのであれば、それは何をもってかきこいというのか、それならば国家の組織自体がいかにおかしく出来上がっているか、その問題点をつかえない限り、構造的に消費者の立場がよくなるのであります。私は当初申し上げたように、いくら弁護士が個々の割賦販売法がああである、こうであると教えたからといってですね、消費者被害から一般の消費者が救われることはないのであります。このような、いかに構造的なものであるか、ということをとらまえてやるということが必要であると思うのであります。私たちが現場から見ましたことはこのとおりであります。これは今でも続いているのであります。

四つ目に書きました、「豊田商事事件にみる - 国家の無力 被害者の実態」です。ご承知のように、今、八葉物流や大和土地管財といったいろいろマルチ商法に類似したものがああります。どうしていつまでもなくなるのでしょうか。そのまさに最高額に位置しているのが豊田商事事件であり、私とその破産管財人になりました。約2千億というお金が被害にあっており、約3万人の被害者が、特に老人やご婦人の方が多い、いわゆる「現物まがい商法」とよばれるものであります。しかし、この事件を破産管財人としてみたときに、この「現物まがい商法」を始めたのは1981年、昭和56年でありました。これが破産宣告を受けたのは1985年、実は4年間あまりの月日がたっているのであります。4年間もこの商法がまかり通っていたわけであります。それじゃ、この商法がおかしな商法であるということが誰もが気が付かなかったのか、実は気が付いておるわけであります。私はこの事件については、国会でも衆参両院におきまして、委員会で何度も取り上げられております。そしてその都度裁判も提起されておるわけであります。あるいは刑事告発も行われております。そして通産省には、日に日に、時には何百件もの苦情がよせられていました。しかし、現実には、全く放置されたまま、豊田商事が破産宣告を受けるまで、この事件は続いていくわけであります。そして私たち自身が破産管財人となって翌年の1月になってはじめて特定商品の預託に関する法律という特別法ができるわけであります。

私は、国家というものが、このような悪徳商法というものをなぜ防ごうとしないのか、できないのか。私になぜ消費者保護基本法の「保護」に問題があるといっているのかと申しますと、まさに、消費者保護基本法のなかに、わが国の消費者に関する最高的な意思決定をするのは消費者保護会議であるとなっているのであります。そして消費者保護会議の議長は内閣総理大臣が就任し、各大臣がそれに委員に入っているわけであります。そしてこの消費者保護会議においてすら、「現物まがい商法」という言葉はすでに数年前から出ている。そしてそれに対しては極力防止をはからねばならないとちゃんと書いてある。しかし全く被害はへらないどころか、実はこの豊田商事は、昭和60年の7月1日に破産宣告を受けました。それじゃいつの月がこの会社が一番たくさん詐欺の被害をやったかとい申しますと、その年の3月であります。98億円、彼らはやっている。その次はその年の4月、96億円、これだけのものを上げているのであります。これをあと数ヶ月早く収束させておけばどれだけか被害が少なくなったわけであります。しかし立派な消費者保護基本法が、立派な条文が謳われ、消費者保護会議に内閣総理大臣が当てられ、しかもそこで議題になっていながら実は何もされないというのが事実なのであります。そして警察では、すべてこれは検察庁までいって不起訴になっております。裁判では和解を強いられている。この事件がいかに構造的な詐欺商法であるかというのは、結局破産宣告を受けて、我々が告発をするまでできなかったのであります。

私は、国家といひ、これがいかなる役割を果たしているのか、いかにどれほど無力な存在であるのかということについて、被害が発生する以前に思いを致さなければいけないのではないかと思うのであります。そして同時に、被害の実態ということでもあります。私自身は破産管財人として、数多くの被害者の方々に会いました。なぜそんなしょうもないことにだまされたんや、と聞くそうですね、「いやいや、私たちだまされてやしまへん、老人のところへ来てあれだけ親切にしてくれたら、もうどうなってもいいとおもってサインしました。」というのが数多

くのおじいさん、おばあさんの言葉なんです。しかし世の中ではこの人たちをどう言ったのでしょうか。私自身が近所の散髪屋へいっても、「中坊さん、妙な破産管財人になられましたなあ、あんな欲ボケジジイやババアの事件をやって。」と言われるんです。欲ボケでもなんでもなし。人の良い人であるからこそ、また年老いて、家族も見ないという中でですね、少しでもやさしくしてくれるなら、と云ってすがること、これをもって詐欺ではないといえるのでしょうか。問題はそこにある。銀座の高利貸して豊田商事の物件のほとんどの抵当権を設定している松本商事という会社がありまして、この事業はおかしいので、私たちは抵当権抹消の裁判を起こしました。そして裁判がなかなかうまくいかないとき、「あんたたち松本商事の前でピラくらい撒いてきてよ。」といいました。たしかにピラは撒かれましたが、私がそばで見ましたら、たすきをかけてピラを配られる人たちが、時間が来ると地下鉄の入口で、先を急いで何にもましてそのたすきを取ろうとするわけでありまして。私は、「私がこれは酷なことをした、この被害者の人たちは先ほど言う欲ボケジジイやババアと言われてどれだけか肩身の狭い思いをしたのだろうか、その人たちにたすきをかけさせて何とする。」と思いました。世の中では、森永ミルク中毒事件の被害者もまた同じでありました。決して彼らは国も森永も責めようとはしなかった。実は乳の出ない母親の私が悪かった、また赤ちゃんが手で払ったときになぜ気が付かなかったのか。自分を責める言葉しか出せないこの被害の実態というものをどれほどか直視しなければならないかと思うわけでありまして。

そこにおいて、まさに私たちというのは、いろんな絵空事、こんな商法がある、あんな商法がある、かしこくなって注意せよ、それだけをいってもよくないのであります。私がなぜ消費者保護基本法の法律そのものの名前が間違っているということからいうように、消費者問題は、根本にさかのぼって考えない限り、この問題の解決はありえないと思うのであります。

先ほど言う、「消費者が自立するために、そして連帯するために」、とりあえずその「自立」についてのみ申し述べたいと思うのでありますけれども、私はまず、日本国全体の国民として考えなければならないのは、「HOW文化ではなく WHY 文化へ」、と書きました。私たちは、あらゆる社会において、対応をいかにするかということが語られ、それをいかに早くするかがよくいことであるかと言われていたわけでありまして。果たしてそうでしょうか。日本国の問題は、いかに対応するか、ではないのであります。問題は WHY 文化、なぜこうなったのか、その「なぜ」という言葉を、もう一度その現象面、先ほどの豊田商事にせよその実態をみるにせよ、現場を直視する中において「なぜ」という言葉をまず発すること、考えることであります。世の中のものは全て現象でありますから、必ず何らかの原因があるわけでありまして。そして原因は何らかの結果であります。そうしてどんどんさかのぼっていけば、次第にわれわれは否応なしに、本質に迫ってくるわけでありまして。このように、ものごとには、まずもって「なぜだ」ということを考えなければなりません。ところが今のようなテレビ全盛の時代になれば、私たちは活字文化からあまりにも遠ざかっております。だからなぜかと考える前に、テレビだけ見て、ああ、わかった、ああ、面白かった、と観客民主主義に陥って、テレビの前で喜んだり悲しんだりしているだけで、決して自分で活字を読んで考えようとしません。ここに実はいま我々が陥っている最大の問題があるのであります。これは決してアホな消費者だけではありません。教えようとされている人も実は、みんなそうであります。そこで世の中の価値判断の基準がですよ、資本主義の効率至上主義がいかに変わったか、確かに物の豊かさはできても心の豊かさは失われている、今日本の、あるいは世界全体のものありかたというのが、どう価値判断の基準が変わらなければならないのか、というところに立ち戻ってみないと、私たちはこのような問題の根本的な除去はできないのであります。

まさに消費者教育というのは、個々の法律や知識を教えたり、あるいはかしこい消費者になれるというのではないと私は思うのであります。むしろ、社会における問題は何かであるのか、それを自分で考え、また考えたことに基づく基準をどう直していかなければならないのかということなのであります。確かに、申し上げたように、森永のミルク事件におきまして、先ほども申し上げたようになぜ企業優先になるのか、資本主義社会の自由競争とはいったいなんであるのか、効率をもってしても奪う価値判断の基準がなければ、あるいは人間の幸福、人間の尊厳、効率至上主義になれば必ず企業優先につながるわけでありまして。しかも、この価値判断の基準が、今大きく我々の世界の底では変わりつつあるのに、表面ではなおそうなっているところこそ問題があることであるであろうし、企業が、行政というものが本来消費者のためには結局なっていない、企業のためにこそ行政が存在するという。なぜそうなのか。企業を通じてしか投票しないから、あるいは企業の方が直裁の効果があるから。消費者という立場はあまりにも多くの人々になっているがために、組織もできない。また NPO でやろうと思っても特定の給付すらなかなか認められないという中で、組織化されるということ自体を禁じられているために、結局行政は企業優先につながるわけでありまして。これが世に言う狂牛病においても、すべてががしかりであります。この大きな流れをどのようにして断ち切るか。それをしない限り、実は、このような食品公害の事件も後を断たないのではないかと思うのであります。同時に、キャッチセールスのものにつきましても、かしこい消費者になればかからないわけではないんです。人間だれでもかかるんです。かしこいほどよくかかるとさえ言える

れにはあまりにも法律を全部直さなければならない、行政に対する司法の弱さ、ということが問題になってきましたが、未だに解決がついてない問題であります。同時に、豊田商事の問題につきましても、ご承知のように資産を集めて公平に分配するのが一般の破産手続きであります。ですから、裁判官も、「中坊さん、あんたは被害者被害者というけれど、これは破産法上破産債権者です。ですから今後新聞などで言うときには破産債権者といってください。」と言われました。私は、「裁判官、あなた何を言ってるんですか、こういう違法行為にあった人を世間では被害者というんですよ、裁判用語が何ですか、私はあえて被害者と呼びます。それが悪いというなら私は管財人にならない。」といって、私はこのことをやります。そして被害者救済という視点においてはですね、悪い奴ほどよく眠るということわざがあってですね、豊田商事も被害者から見ればだまされたんですけど、その会社も利用しているところがあります。その最たるものが国税庁なんですね。歩合給から源泉徴収して巻き上げている、だからあなたの税金から返してあげてくださいよ、といって返してもらいました。私は、往々にして、何が本来あるべき姿なのか、それは当然出てくるわけでありまして。それをどう実践の中で解決していくかということこそが最も重要なことではないかと思うのであります。

最後に、「しあわせは心の中に - 知足最富」と書きました。自律の律するということにつながってくるわけがあります。私たちは同時に自分の足で立つというばかりではなく、自分の欲望のままに動いているというわけではない。競争社会というのは結局本人の欲望を限りなく刺激するということが一番よいとなっております。しかし私は、昔母から聞きました、まさにカール・ブッセの詩のいう、「山のあなたの空遠く、幸い住むと人のいう ああ、われひとと尋めゆきて、涙さしぐみ、返りきぬ 山のあなたのなお遠く 幸いすむと人の言う」という歌が、これほどどうして多くの人に語られるのでしょうか。私たちの価値判断の基準となるものは、人間の幸せ、一人一人の幸せということがどれほど大切なことだろうか、競争よりも、効率よりも、もっと一人一人の幸せ事が大切なのではないかと思うわけでありまして。しかし、その幸せというものを、あまりにも外的条件というものにかからしめている。金があれば、地位があれば、権力があれば、名誉があれば、あるいは私たち自身が健康であれば、ということでありまして、これらはすべて外的条件なのであります。実は外的条件に拠らしめる限り、我々はカール・ブッセの詩の言う、「山のあなたの空遠く」、決して幸いは得られはしない。得たと思ったら得られなくて、もっと遠くにあるよ、というけれども実は遠いところにはないのであります。まさに幸せというのは心の中にある。私たちは、そもそもこうした消費者問題を考えるのであれば、我々がいかにしてこの知足最富、まさに足を知ることを最も富んでいることであるというのが仏教の言葉に出てくるのであります。我々の欲望を限りなく発展させてそれを武器をもって守っていきこうというのではなく、そもそもそこ以外に私たちのしあわせというのはいくらでもある、何度でも、我々に幸せというのは訪れる、これを考えることがどれほどか自律への第一歩であるかと私は思うのであります。最後に、同苦と書きました。私は、あちこちで言っておりますけれども、大変な虚弱児に生まれました。今でも決して一人前に仕事のできないものであります。しかし同時に、私のようなものであっても、私と同じように、もっと悲惨な目に会っている人がいるこれだけいる、自分と同じ苦しみを否応なしに負っている人がこれだけいる、その人たちに何をできるか、それを考えることが、私たちのあらゆる自律の、自分を律することの第一歩になるのではないかと思うのであります。

最後に、「タテの公よりヨコの公」と書きました。今、日本国は言うまでもなく、閉塞状況にあります。出口の見えない、デフレスパイラルとかいってますます悪い状況にあります。どうしてこれほど混迷と閉塞の状況にあるのか。それは、日本の社会全体が、エゴという空気が、悪い空気が、灰色の空気が充満しているために、陸地が見えなくなっているのではないかと思います。だから方向すらわからない、それが今の私たちの状況ではないかと思うのであります。それはどういう煙かという、エゴという煙であります。もう一度我々は、「公」という字を思い返さなければならないのではないかと。「公」という字は決して官を意味してない、公園であるとか公道であるとか、みんなのためにということなのであります。皆のために何ができるかを考えない限り、日本国は救われないし、消費者問題も決して片付かないのではないかと、このように思うのであります。

最後に、「一燈照隅、万燈照国」と書きました。確かにおっしゃるように、私たち一人一人は乏しい人間であります。京都の比叡山で最澄が言ったように、確かに一つのともし火は隅しか照らせない。それが現実であります。私たち一人一人がどれだけ気張ってみたって、天下を大きく動かすことにはならない。わたしはかく思わざるを得ないのであります。しかしながら同時に、私は「万燈照国」と書きました。万のともしびが、私たち一人一人がそういうことに立てば、日本国はあかるくなる。私たちは、一人一人が自分の足で立ち、自分を律し、皆のために連帯してどうしようかということ、それぞれの現場において近きよりできることから事を始めることから、我々の消費者問題の根本的解決につながるのではないかと、私は思うのであります。一応、時間がまいりましたので、この辺で終わらせていただきたいと思います。どうも、御清聴ありがとうございました。